

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2001-325164(P2001-325164A)

【公開日】平成13年11月22日(2001.11.22)

【出願番号】特願2001-91758(P2001-91758)

【国際特許分類第7版】

G 06 F 13/00

H 04 L 12/66

H 04 L 29/06

【F I】

G 06 F 13/00 351Z

H 04 L 12/66 B

H 04 L 13/00 305C

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月15日(2004.10.15)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

通信システム(10)であって、

(a)データを通信するように構成される第1の移送媒体(18)と、

(b)データを通信するように構成される第2の移送媒体(20)と、

(c)前記第1の移送媒体(18)と前記第2の移送媒体(20)との間でデータの通信を選択的に許可するように構成されるファイアウォール装置(14)と、

(d)前記第1の移送媒体(18)と接続される第1の通信装置(12)と、

(e)前記第2の移送媒体(20)と接続される第2の通信装置(16)と

を備え、

前記第1の通信装置(12)および前記第2の通信装置(16)は、

前記第1の移送媒体(18)と、

前記第2の移送媒体(20)と、

前記ファイアウォール装置(14)と

を含むデータ接続を確立し、

前記データ接続の確立後に、データが伝送されるようにするための複数のフォーマットのうちの1つをネゴシエーションし、

該ネゴシエーションに応答して伝送される前記データをフォーマットし、

前記データ接続を用いて、前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)との間の前記ネゴシエーションに応答してフォーマットされた前記データの伝送を実施する

ように構成される通信システム。

【請求項2】

前記ファイアウォール装置(14)は、

接続要求を受信し、

前記データ接続を確立するための前記接続要求の受信に応答して、前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)とを接続する

ように構成される請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記ファイアウォール装置(14)は、前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)との間で前記データをルーティングするように構成される

請求項1及び2に記載のシステム。

【請求項4】

前記ファイアウォール装置(14)は、

前記通信装置(12、16)の一方から接続要求を受信し、

他方の前記通信装置(12、16)のアドレスを特定し、

前記データ接続を確立するために前記他方の通信装置(12、16)に前記接続要求を転送する

ように構成される請求項1～3のいずれかに記載のシステム。

【請求項5】

前記第1の移送媒体(18)および前記第2の移送媒体(20)はそれぞれ、

パケットの交換された媒体

を備える

請求項1～4のいずれかに記載のシステム。

【請求項6】

以下の(a)から(f)のステップを有する通信方法、

(a) 第1の移送媒体(18)と接続される第1の通信装置(12)を配設するステップと、

(b) 第2の移送媒体(20)と接続される第2の通信装置(16)を配設するステップと、

(c) 前記第1の移送媒体(18)と前記第2の移送媒体(20)との間に位置するファイアウォールを介して、前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)との間にデータ接続を確立するステップと、

(d) 前記データ接続を確立するステップの後に、前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)とを用いて、データが伝送されるための複数のフォーマットのうちの1つをネゴシエーションするステップと、

(e) 前記ネゴシエーションするステップの後に、前記データをフォーマットするステップと、(f) 前記フォーマットするステップの後に、前記ファイアウォールを介して前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)との間でデータを伝送するステップ。

【請求項7】

前記データ接続を確立するステップは、

ファイアウォール装置(14)を用いる前記ファイアウォールを介して前記データ接続を確立するステップ

を含む

請求項6に記載の方法。

【請求項8】

前記ファイアウォール装置(14)を用いて、前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)との間で前記データをルーティングするステップ

をさらに含む請求項6または7に記載の方法。

【請求項9】

前記データ接続を確立するステップは、

(a) 第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)のうちの一方から前記ファイアウォール装置(14)内で接続要求を受信するステップと、

(b) 前記要求を受信するステップの後に、前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装置(16)のうちの他方を特定するステップと、

(c) 前記特定するステップの後に、前記第1の通信装置(12)と前記第2の通信装

置（16）のうちの前記他方に前記接続要求を転送するステップと
を含む請求項6～8のいずれかに記載の方法。

【請求項10】

前記データを伝送するステップは、
複数のデータパケットを用いて通信を行うステップ
を含む
請求項6～9のいずれかに記載の方法。